

特集

子どもを巡る環境の変化



東洋大学
経済学部教授

駒村 康平

千葉大学
法経学部助教授

大石 亜希子

対談

変わりゆく子育て

子どもを巡る経済的環境の変化

大石 2006年は今のところ出生数の前年比増が続いていますが、2005年の出生率は1.25と過去最低を記録し、少子化に歯止めはかかっているようではありません。こうした中で2006年6月には政府の「新しい少子化対策」¹⁾が公表されました。同対策では、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図ると述べられています。政府の少子化対策が転機を迎えようとしている今日、子育てはどうなっているのか、子どもたちはどのような状況に置かれているのかについて、駒村先生とお話をしていきたいと思えます。

まず、子どもたちが置かれている状況を取り上げましょう。こここのところ、子どもが生まれてくる状況が多様化しています。たとえば、嫡出第1子出生の26.7%が、結婚期間が妊娠期間よりも短い出生、つまり「できちゃった婚」だといわれています。

また、母親の年齢に注目すると、10代で出生する割合がごくわずかですが増えています。第1子の出生における10代の母親の割合をみると、昭和50年には1.7%でしたが、平成16年は3.1%となっています。全体に占める割合は小さいとはいえ、晩婚化・晩産化と言われる中で、かなり若いうちに母親になる人が増えていることは注目されます。

駒村 全体の趨勢としては出生数が落ち込んでいるのですが、2006年上半期に入って、出生数が6年ぶりに増加しています。これは、やはり景気の改善と大きな関係があるのでしょうか。

大石 景気が回復して、20～30代の雇用や賃金が改善されました。所得の増加が今回の出生増加に効果をもっていることが明らかになれば、今後の少子化対策にとって重要な意味を持つと思えます。

駒村 ただ、団塊ジュニアは現在30代前半です。人数が多いこの世代が産まなくなると、果たして出生率は十分に回復するでしょうか。社会保障制度全体を見れば、年金制度については出生率の低下速度にあわせて年金額を引き下げていくことが決まっています。出生率の問題は、国民全体の問

題であり、出生率の低下傾向は予断を許しません。景気がよくなって雇用状態が安定し、所得が増えた効果が出てくれば、今後改善するかもしれませんが。

増加しつつある「できちゃった婚」をしたカップルがどのような環境のもとで子どもを産んでいるのか、安定した就業なり生活状況のもとで産んでいるか、やや心配な点もあります。これについての先行研究はありますか。

大石 あまりないと思います。どのような所得階層の世帯に子どもが生まれているのか、どのような父母の労働状況のもとに子どもが生まれているかは意外と知られていません。

駒村 就学前教育に関する研究では3歳までの育成環境がかなり将来の可能性を左右するというのもあります。母子世帯や生活保護を受けている世帯の経歴を調べると、子どもはかなり厳しい境遇のもとに生まれており、親自身も同じように厳しい環境で育ってきたパターンが多いようです。生まれてくる世代にいかにより良好な育成環境を保障できるかも重要なテーマですね。

大石 ジニ係数（所得の不平等度を示す尺度）で見ると、子どものいる世帯の不平等度は上昇しています。また、子どもの貧困率²⁾も上昇しています。高齢者世帯などと比較すれば子どものいる世帯のジニ係数は低いので、全体から見ればさほど深刻な問題ではないように見えますが、子ども同士の格差は徐々に広がりつつあります。恵まれな経済状況のもとに生まれて育つ子どもに対して、こういった施策を講じるべきか、考えていく必要があると思えます。

駒村 経済状況についていえば、所得が生活保護を受ける世帯より少し高い世帯が非常に増えています。就学援助³⁾を受ける子どもも増えています。それは就学援助を受けやすくなったためという見方もありますが、就学援助の利用状況についてのアンケートでは、やはり親の経済状況は悪化しています。23区内では、失業率・平均所得と就学援助との正の相関関係が顕著となっており、親の所得格差は確実に広がっていて、それが子どもの就学援助につながっていることがわかります。

また、就学援助の状況と23区内の学力一斉テストの得点をみると、極めて相関関係が強く、生まれてきた環境が子どもの将来に影響を与えることが推測できます。

大石 所得水準によって教育にお金をかけられる家と、そうでない家とに二極化しつつあるということでしょうか。そうなりますと、公教育の役割がますます重要になりますね。

駒村 ある区の中学校を見ていると、テストの平均点の高い学校は学区を越えて通学する学生の割合が高いのです。各自治体で実施している学校選択制度や、政府の教育バウチャー制度⁴⁾にしても、自由に選択できるのはもちろん、パッケージとして通学費などを含めてトータルに補助していかないと、学校間格差は広がるだけです。

大石 中には通学費がネックで学校が選択できない家庭も出てくるでしょうね。

駒村 そのような状況が極端になったのが韓国ですね。ソウルの東と西で状況が大きく異なります。ソウル大学などの良い大学に行くためには、西側にある良い高校や予備校などに通わなくてはならないため、みんなこぞって西側に移り住み、それにより地価が高騰し、お金持ちしか住めなくなったそうです。

子育て環境の地域差

大石 少し話が離れますが、過疎問題についてお話したいと思います。私は以前、同い年の子どもが1平方キロ以内に何人いるかを、計算したことがあります。自分で勝手に「お友だち密度」と名づけているのですが、この指標はつまり、自分と同年齢の友だちの見つけやすさをあらわしているのです。1平方キロは小学生が一人で移動できる程度の距離ですが、ベビーブーム期（1947年）の東京では、この密度は75人／平方キロでした。ところが2000年生まれの子どもの場合、「お友だち密度」が2を切る、つまり自分以外に同年齢の子どもがいない県が17に達しています。もちろん、実際には市街地に集まって住むなどしてもっと「密度」が高くなっ

ているかもしれません。とはいえ、全体としては同い年の友だちが少ない環境の中で育つ子どもが増えているのです。

駒村 過疎地に生まれるとそれだけで、かなりのリスクがあると思います。教育だけでなく、子どもの病気の問題や、産婦人科や小児科の数の問題とか、罹患したときにどうするかなど。どういふふうには医療・教育の効率的な配分と安全性を両立するかはなかなか難しい問題ですね。

大石 私が教えている学生の中には、中学卒業までずっと同じメンバーで1クラスだったというケースもあります。すごく限られた範囲の中でしか友だちつき合いがないんですね。小中学校では、同学年の子どもが少ないとPTAの維持さえ難しくなります。小学校の行事にしても、協力できる保護者の人数が限られると、継続することが困難になります。そうした中で子どもの社会性の涵養も考えていかななくてははいけない。都市部とそうでないところでの生育環境の格差もだんだん広がってきているという印象を持っています。

保育サービスを巡る新しい動向

駒村 つぎに、保育サービスについてお話したいと思います。まず保育サービスの不足、量的な問題が注目されています。都市部における待機児童は多く、保育所は足りませんが、一方で幼稚園は余ってきている。そういう中で、「認定子ども園」（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ総合施設）という保育と幼稚園を一元化したものが実験的に施行されています。

さらにサービスの質的な問題、選択を巡る混乱、あるいは価格の問題とか、いろいろな問題点も指摘されていますが、規制改革会議の法案では、選択制（バウチャー）の導入が検討されています。

政府は、まず「認定子ども園」という形で自由契約の制度を導入して、どのような問題が起きるのを見極めて検討する立場のようです。まさに転換期だと思います。

大石 保育の質については、第三者評価も始まったばかりです。長期的にみて保育の質が子ども

の発達に及ぼす影響を検証できるようなデータも日本では未整備です。米国のECERS（Early Childhood Environment Rating Scale：幼児期環境評価尺度）を用いた研究では、親は自分の子どもが受けている保育の質を実際より高く評価しがちなのだそうです。親にとっての利便性と子どもの発達上の効果は必ずしも一致しないということは留意すべき点です。

駒村 新しい取り組みをする地域も見られます。たとえば杉並区では、ベビーシッターによる一時預かりなど公的なサービスの補完に使えるバウチャーがまもなく導入されます。子どもを巡る環境や、地域の取り組みには、やはり地域差があると感じています。杉並で議論していたときにおもしろかったのは、補助金をおむつやミルク代に使うかどうかで評価が分かれたことです。杉並では、使わない方がいいという強い意志を感じました。

大石 それはなぜですか。

駒村 子どもの必需品は親が買うので、補助金は地域の子育て文化をサポートするものという考え方ですね。しかし、就学支援児童の多いエリアの担当者と話すと、「補助金はおむつやミルク代として使える方が良い」と言います。杉並区には豊かな世帯の割合が多いと言われていますが、経済的な余裕が、子育て文化、子どもに対する関心に顕著に現れていると感じました。

学童保育のニーズの高まり

大石 2006年9月に「放課後子どもプラン」⁵⁾が発表されました。これは、小学校の校区ごとに子どもの活動場所を確保しながら総合的な放課後対策を実施するというものです。これまで厚生労働省は「放課後児童健全育成事業（いわゆる「学童クラブ）」を、文部科学省は「地域子ども教室」を別個に展開してきましたが、両者を連携させて進めることにしたわけです。

学童保育へのニーズは非常に高く、2006年5月現在で約70万人、小学校1～3年生の2割弱が学童保育を利用しています。学童保育の大半は定員を定めていませんが、中には定員のある

学童もあり、2006年現在全国で1万2000人以上の待機児童が出ています。

学童保育へのニーズの高まりは、第一に、子どもが学齢期に達したら復職したいという母親が多くなってきていることが影響しています。第二に、子どもを狙った犯罪が増加し、親が留守の間の子どもの安全確保が課題になってきていることが挙げられます。

学童保育は形態も内容も実にさまざまです。学童クラブの半数弱は学校の中に設置されており、空き教室や別個の建物を使っていますが、学校外の民家や賃貸アパートの1室などを使っているケースもあり、ハード面での格差が大きいです。認可保育所と違って最近までは国が基準を示すこともなかったので、同じ自治体の中でも子ども一人当たりの面積が大きく異なるなど、保育条件に差がありました。

学童保育が抱える一番の問題は大規模化と過密です。71人以上の子どもを抱える学童クラブが全体の14%あり、名前を呼んでもどこにいるのかわからない状態です。雨の日などは大勢の子どもが押し掛けるため、管理が行き届かず、けがをする事例もあるそうです。

こうした状況ですので、「放課後子どもプラン」では71人以上の規模の学童クラブに対して補助を減らすなどのペナルティをつけて規模を適正化し、過密問題を改善したいようです。ただ、大規模学童を分割する場合など、必要な場所——空き教室——などが確保できるかという問題もでてきます。

駒村 子どもや福祉サービス全体の問題ですが、自治体が意外にデータを持っていないことに驚くことがあります。保育の問題にしる、学童の問題にしる、この地域に何人ぐらいの女性がいて、何%がどういった働き方をしているかすら把握していません。これでは公共サービスの計画はつくれないのではないのでしょうか。

大石 保育所を卒園する子どもは、おそらく小学校に上がっても学童保育を利用するでしょうから、その人数は把握できると思います。ただ、それに加えて新たに復職する親御さんの子どもの人

数を把握する必要がありますよね。

駒村 そうですね。

大石 今はまだ学童保育施設がない学区が全小学校区の中で約4割あります。そういうところに新たにつくることも必要ですし、大規模学童の過密状態の改善も課題です。

放課後の全児童対策事業⁶⁾と学童保育の統合を進める自治体は多いですが、親が仕事で留守だから学童にいかざるを得ない家庭と、放課後事業への参加が任意で帰宅すれば親が迎えてくれる家庭とでは放課後のニーズにも差があります。そうした差は、例えば子どもの所在をどうやって確認するのか、夏休みに朝から夕方までの時間をどう過ごさせるのか、昼食はどうするのかといった問題に顕著に現れます。

駒村 いいお手本になる諸外国はあるのでしょうか。

大石 千年よしみ氏（国立社会保障・人口問題研究所）の研究によれば、スウェーデンでは保育園に相当する就学前学級と学童保育を小学校内に一緒に設置することが推進されており、スムーズに学童保育に移っていくことができます。また、学童保育のカリキュラムも定められているので一定の質が確保されています。

駒村 いくら保育所を整備しても、学童保育が足りないと就業率は上がりませんからね。

大石 新しい「放課後子どもプラン」では、地域の高齢者を活用して子どもに日本の伝統的な遊びを教えてもらうといった活動も考えられています。コミュニティが弱体化した都市部でそういった動きを盛り上げられるかも課題ですね。

児童扶養手当について—— 近年の動向とその意義

駒村 児童扶養手当⁷⁾についてですが、2002年に制度変更されましたね。二段階支給⁸⁾から所得に応じて細かく支給額を変えるものとなりましたよね。

大石 この改革は、二段階支給のシステムでは急に限界税率が上がることをなだらかにしたとい

う意味で意義があります。ただ、日本の母子世帯の母親就業率は先進国中でも突出して高く、病氣などよほどの事情がなければ働いているのです。ですから、支給方法の変更を就労促進策と位置づけるのは、少しおかしいと思っています。

さらに、給付の時限カットの問題もあります。来年度から児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合に手当を減額する規定が発動されます。どの程度減額するかはまだ明らかにされていませんが、母子世帯の経済状況に大きな影響を及ぼすと思われま。本来、離別や死別からの時間経過とともにどのように経済状態が変化するかを調査などで把握してから、こうした施策を行うべきだと思います。

阿部彩氏（国立社会保障・人口問題研究所）らの調査によると、だいたい、母子世帯になってから1～2年目は収入は増えるそうです。仕事を見つけて何とか生活を軌道にのせようとしていますから。しかし、子どもの成長に伴って生計費も増加していきます。食べ盛りの子どもの食費もかかりますし、衣服も年頃にあわせて買わないといけません。このため、子どもが成長するにつれて生活はむしろ苦しくなる傾向にあるようです。

児童扶養手当は、母子世帯になった直後の激変緩和措置として位置づけられるのか、それとも子どもの成長に必要な所得を保障する役割を重視するのか、どちらで考えるかによって、5年経過後の減額方法⁹⁾も変わってくると思います。

駒村 政府は、支給開始5年後の減額が正当かどうかについては、その他の一連の母子家庭支援事業との兼ね合いで検討したいといっています。しかし、実際に5年間のうちに生活が安定する人がどのくらいいるかといった調査を行っていません。

低所得者の自立支援といえば聞こえはいいです。でも、成果を適切に評価せずに、ただ支給から5年たったら機械的に減額するという方法ではよくないと思うのですけれども。

大石 全く、そうです。

駒村 自立支援策の効果が現れて、「手当が支給される最初の5年を乗り切れば、自立できる」という話なら差し支えないと思います。しかし、た

だ一律に5年を基準としていいのでしょうか。支給開始時点の子どもの年齢も考慮しなければなりませんし、これも今後の研究課題でしょうね。

現金給付、育児保険は効果があるのか

大石 現金給付についてですが、地方財政はいま厳しい状況にあります。こうした中で、現金給付を充実させていくと、今度は保育サービスが手薄になる自治体が出てきます。現金を広く薄く配分するのか、それとも保育など現物サービスの拡充に重点を置くのか難しいところではないかと思います。

駒村 季刊家計経済研究の論文¹⁰の中にもありますが、子どもがいる世帯といない世帯との支出を比較すると、子どものいる世帯の方が苦しいようです。現金給付は、その点を補完するという意味において正当化できると思います。しかし、現金給付をすれば子どもの数が増えて少子化問題が解決するかは全く別の問題です。

ただ、現金給付が一切なく、現物給付しかないのも、選択肢をゆがめることになります。現金給付・現物給付が最優先ですけれども、仮に安定的な財源が確保できるならば、ある一定の割合で育児保険を選択できるようになってもいいと思います。

大石 その育児保険の目的は、出生率の回復でしょうか。

駒村 育児保険の目的のひとつは、やはり良好な育成環境を確保するための財源です。育児保険は、ある程度、世帯が給付形態を選ぶような仕組みですが、今は予算が厳しくその財源がありません。ただ、社会保険の理念に照らすと、リスクと保険料の間に対応関係がないものが保険とはいえません。そういう意味で、育児保険に「保険」という名前をつけているのは、あくまでも便宜上のものであると思っています。ただ、子どもを産むのはリスクなのでしょうか。厳密に言えば、そういう話になってきます。でも、いまや社会保険の中でリスクと給付の対応関係があるものは、もうないので。これからの社会保険は、保険という名前がついているけれども、実際には自分の将来に備

えるための保険ではなく、いわば税金のようになるのは仕方がないと思っています。

大石 介護保険は、施行後かなり短期間のうちに財政が悪化しています。育児保険のような新しい社会保険制度をつくる場合に、どのように財源を確保していけばいいのでしょうか。育児保険料を支払い、保険給付の中から保育サービスを購入するというのも、やや迂遠な印象があります。

駒村 1990年代から2000年にかけて、社会保障制度全体の構造的な改革が進みましたが、介護保険の導入に10年かかったのは遅かったと思っています。もちろん、意味がないわけではなく重要です。ですので、育児保険も、介護保険と同じように、地域の多様性に任せて運営すればよいと思います。国の役割は、あくまでも財源を保障することのみでいいと思うのですが。

これからの子育てに求められる支援とは

駒村 では、企業の役割はいかがでしょうか。厚生労働省は次世代育成支援対策推進法に基づき、301人以上規模の企業に対して、次世代育成支援対策のための行動計画を策定・実施するための「一般事業主行動計画」の提出を求めましたが、その効果はどれくらいあるのでしょうか。

大石 効果は未知数ですね。大企業は他社を見ながらの横並びになりがちですが、中には、かなり包括的な子育て支援をする企業も出てきています。また、支援のしかたも、企業によってさまざまです。時短に重点を置いて短時間勤務制度を拡充する企業もあれば、お母さんが残業できるようにベビーシッターや延長保育の費用を補助する企業もあります。

子育て支援というと女性社員に目がいきがちですが、実は男性社員も仕事が忙しくて思うように子育てに参加できないという意味で両立の悩みを抱えています。週60時間以上就業する30～40代労働者が増えていますので、男性のワークライフバランスも企業はこれから考えていかなくはないと思います。

それと関連して、「今後の労働時間制度に関す

る研究会報告書」(厚生労働省、2006年1月27日)、「労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(案)」(厚生労働省、2006年6月13日)で議論されている新しい自律的な労働時間制度が注目されます。ここで想定されているのは、専門的な能力を持ち、自己管理能力があって、仕事についての裁量が大きく、コントロールも可能な職業人です。しかし、労働時間規制の適用除外が拡大することで長時間労働が誘発されることはないのか、30~40代のワークライフバランスがかえって難しくなり、さらに出生率が下がることがないのか、懸念されます。

私の個人的な意見ですが、子育てというのは、1日のうち一定量の時間をそれに当てなくてはならない部分があると思います。独身者の場合は3日間徹夜で働いてその後休暇をとるというスタイルもよいでしょうが、子どもを育てるときにはむしろ、コンスタントに日々子どもと関わる時間を確保することが重要ではないかと。ですから、ワークライフバランスの観点からは労働時間に極端な柔軟性を持たせるよりは、きまった時間に帰宅できる環境をつくることの方が大切だと思います。

付け加えると、日本の総実労働時間が減ってきているのは、週休2日制の普及によるもので、平日の労働時間は40年前と比較しても5%ぐらしか減っていません。男女ともにワークライフバランスをとるためには、休日の増加よりも平日の残業時間の削減と所定内労働時間の短縮が望まれます。

駒村 子育て支援政策は、子どもの数を増やす政策ではないと思います。家族政策であり、普通の人間として生きていくためであり、子どもに良好な環境を保障するための政策であって、子どもの数が増えるかはあくまで結果としての問題です。

一方で、子どもの数が減っていくと確実に社会保障制度は維持できなくなるのも真実です。そのため、子どもの数の変動に関係ない社会保障制度をつくることも選択肢の一つです。極端に言えば、医療、介護、年金制度などを、現在の賦課方式ではなく、積立方式にすることも考えられます。し

かし、これは経済的にみても政治的にみても既に無理だと思っているので、政府がこの選択肢を取ることはないでしょう。

各国ともどうすれば寿命の延びと子どもの減少が、社会保障制度に大きな影響を与えないか、非常に難しい取り組みをしています。平均寿命の長期化に対しては各国とも給付金額の削減で対応していますが、子どもの減少に対しては外国人労働の受け入れという方法をとったり、保険料を引き上げて若い世代が負担をする方法をとっている国もあります。

日本は、年金、医療、介護にしても若い世代の負担は限界が見えてきています。そうなってくると、今回の医療や介護保険のように、人口構成の変化に応じて高齢者の負担を引き上げたり、あるいは給付額の抑制を推し進めたりします。少子化がさらに続いた場合、このような対策によって社会保障制度は維持できるかもしれませんが、政治が安定するかどうかは別の話です。政府の子育て支援も、かならずしも子どもを増やして社会保障制度を維持することばかりを意図しているのではないと思います。

大石 私も同じような認識で、社会保障制度を維持するには人口減少の動向に合わせて制度を変えていくしかないと思います。また、子育て支援の目標は必ずしも出生率の上昇ではないという、駒村先生のお話に同感です。ただ、先日公表された政府の新しい少子化対策では結婚して子どもを産むことが自然なライフスタイルだということが書かれており、従来のように結婚・出産は個々人の自由な選択だとしていた政府のスタンスから明らかに変わってきています。

結婚して子どもを産むというライフスタイルを国が推進することで、そうでないライフスタイルを選択する幅が狭まり、かえって結婚からの逃避も進む可能性はないでしょうか。国が出生政策を行うのはかなり微妙な問題ですね。

やや話題が変わりますが、数年前から子育て支援策の中に不妊治療費の助成が含まれるようになりました。不妊治療の普及に伴い、体外受精で生まれる子どもは今年間1万7000人に達します。

しかし、不妊治療を子育て支援の中に位置付けることについては私は疑問に思っています。

駒村 どうしてでしょうか。

大石 まず、少子化に歯止めがかかれば不妊治療への助成は不要になるのかという疑問が生じます。

つぎに、助成金の帰着がはっきりしないという点があります。不妊治療で子どもが生まれる確率は低く、1回の体外受精で妊娠し、出産に至る率は17%程度です。平成16年から始まった特定不妊治療助成事業は、年間10万円を上限に5年間まで給付を受けられます。来年からは給付額を20万円に引き上げ、所得制限も緩和するそうです。

でも、この給付は果たして不妊に悩む人に対しての助成金なのでしょうか。特定不妊治療の対象となるのは体外受精と顕微授精といった高額の治療だけです。これまで人工授精を試みてそれでも子どもができなければ治療をやめていたかもしれない人に対し、「助成金が出るから体外受精を試してはどうか」と医者の方から働きかける、いわゆる医師誘発需要の問題は生じないでしょうか。もしそうなら、これは形を変えた医療機関に対する補助金という気もしてきます。

最後に、不妊症の人にかえて重圧をかけることにはならないかという点があります。助成金があることで、子どもができなければ「不妊治療を受けるのが当たり前」という風潮ができあがり、治療を止めたり、子どものいないライフスタイルを選択することが困難になるおそれもあります。

駒村 おっしゃるような面もありますね。とすると、どのようにすれば子どもが増え、社会保障制度が安定するのでしょうか。人々の意識に働きかけたり、育児保険など、さまざまな結婚・出産促進策、子育て支援策がありますが、近道はやはり就業環境を整備し、ワークライフバランスを実現させることだという気がします。

大石 人々の意識を直接変えるよりは、制度や施

策を整備して、結果として子育てに対する意識が変わるようにした方がいいと、私も思います。

※この対談は2006年10月13日に行われたものです。

注

- 1)「新しい少子化対策」ホームページアドレス
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/taisaku.pdf>
- 2)年収が全国民の年収の中央値の半分に満たない国民の割合：ただし年収については世帯人員数の平方根でこれを除いて世帯規模の違いを調整している。
- 3)経済的理由により就学が困難であると認められる学齢児童生徒の保護者及び特殊教育諸学校〔盲学校・聾学校・養護学校〕の児童生徒の保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助する。
- 4)私立学校の学費など、学校教育に目的を限定した「クーポン」を子供や保護者に直接支給することで、私立学校に通う家庭の学費負担を軽減するとともに、学校教育の選択を拡大し、もって、競争により学校教育の質全体を引き上げようという、私学補助金政策。
- 5)「放課後子どもプラン」ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/09/dl/s0929-5a.pdf>
- 6)留守家庭児童だけでなく全児童を対象とし、放課後その日使用されていない校庭や体育館等の学校施設を利用して放課後を過ごす事業。
- 7)父母の離婚・父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度。
- 8)2002年以前は、母と子ども1人の母子家庭の場合、収入が204.8万円未満では全額支給〔月42,370円〕されるが、収入が204.8～300万円未満の場合は、一部支給〔月28,350円〕されていた。
- 9)児童扶養手当支給開始から5年後に支給額が減額する施策。2008年4月以降から開始。
- 10)駿河輝和・西本真弓(2001)「等価尺度と子どもの費用」50: 25-31。

こまむら・こうへい 東洋大学経済学部教授。主な著書に『年金はどうなる』(岩波書店, 2003) 社会保障論専攻。(bzt05433@nifty.nejp)

おおいし・あきこ 千葉大学法経学部助教授。主な論文に「子どものいる世帯の経済状況」(国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 2005) 社会保障論、労働経済学専攻。(oishi@le.chiba-u.ac.jp)